平成２４年（フ）第２５２号
和歌山市毛見1126番地の10
債務者　辻本　陵子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２８号
和歌山市材木丁28番地の29
債務者　ノエビア砂山北代理店こと　喜多　美都
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７９号
山口県周南市大字久米308番地の14
債務者　脇本　久江
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１１１２８号
東京都大田区鵜の木３丁目23―19―210
債務者　肥後　勝博
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１６３号
埼玉県ふじみ野市新駒林４丁目２－９
債務者　坂間　　譲
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１９９号
東京都新宿区西落合３丁目１―24―202
債務者　工藤俊一郎
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２１３号
東京都八王子市東浅川町545―６―302
債務者　濱田　みき
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２３７号
東京都練馬区向山３丁目７―14―103
債務者　神田ゆり子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２６０号
千葉県船橋市東中山１丁目１－７　朝日新聞中山寮
債務者　高山　　治
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２６６号
東京都目黒区目黒本町３丁目５―10
債務者　高橋キヌ子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２７５号
東京都豊島区長崎２丁目11―10―Ａ
債務者　一森芙美子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２７６号
千葉県浦安市富士見２丁目３―26―601
債務者　寺嶋　則夫
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２８０号
神奈川県川崎市幸区塚越４丁目345―３―428
債務者　植田　夏樹
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２８６号
東京都大島町差木地字クダッチ
債務者　小川　幸惠
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２８８号
東京都西東京市谷戸町３丁目６－３－203
債務者　鈴木　洸一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２８９号
神奈川県川崎市麻生区細山６丁目１－１－308
債務者　福原　一路
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部